

精神障害者保健福祉手帳による優遇措置一覧

R5.9.1 現在

※以下「手帳」及び等級に関する記載は、特に表記のない場合、精神障害者保健福祉手帳及びその等級を指します。

公共住宅の入居

市町村名等	内容	対象者	問合せ先
愛知県	福祉向け住宅への入居申し込み	中度以上(1, 2級)の精神障害者のいる世帯	愛知県住宅供給公社 (電話)052-954-1362

公営住宅家賃の軽減

市町村名等	内容	対象者	問合せ先
愛知県	県営住宅の家賃の10%を軽減疲労困憊	手帳1, 2級所持者(所得制限あり)	愛知県住宅供給公社 (電話)052-954-1362
一宮市	市営住宅の家賃の一部を軽減	手帳1, 2級所持者	住宅政策課
稲沢市	市営住宅の家賃の一部を軽減	手帳所持者	建築課(住宅グループ)
春日井市	市営住宅の家賃の一部を減免	手帳1, 2級所持者(所得制限あり)	住宅政策課
小牧市	市営住宅の家賃の一部を軽減	手帳所持者(所得制限あり)	建築課
碧南市	市営住宅の家賃の一部を軽減	所得制限あり、療育手帳(B)以上、精神障害者保健福祉手帳(2級)以上、身体障害者手帳4級以上の所持者。生活保護受給者対象外	建築課
安城市	市営住宅の家賃の一部を軽減	所得制限あり、精神障害者保健福祉手帳2級以上の所持者。	建築課
知立市	市営住宅の家賃の一部を軽減	手帳1,2級所持者(生活保護受給者以外)	建築課
みよし市	市営住宅の家賃の10%を減額	手帳1・2級所持者のいる世帯	生活環境課
幸田町	公営住宅家賃の軽減。町営住宅の家賃が3万円までの場合は10%減額。3万円を超えた家賃については、超えた家賃分の20%を減額。	手帳1,2級所持者	都市計画課 計画整備グループ
豊川市	市営住宅の家賃の10%を軽減	身体4級以上、精神3級以上、療育B以上の手帳所持者のいる世帯	建築課
蒲郡市	市営住宅の家賃の一部を軽減	家族(同居親族)に精神障害者手帳(1, 2級)所持者のいる世帯	建築住宅課
田原市	市営住宅の家賃の10%を減額	手帳1, 2級所持者(所得制限あり)	建築課
豊橋市	市営住宅の優遇入居制度や家賃減額	手帳所持者を含む世帯(所得制限あり)	豊橋市営住宅管理センター (電話)0532-57-1006
岡崎市	市営住宅の家賃の10%を減額	手帳1, 2級所持者	岡崎市営住宅管理センター (電話)0564-23-6320

軽自動車税の減免

市町村名等	内容	対象者	問合せ先
一宮市	手帳1級所持者またはその生計同一者が所有し、その障害者のために使用する軽自動車税(種別割)の全額免除	手帳1級所持者およびその生計同一者又は常時介護する者	市民税課
稲沢市	右記対象者またはその生計同一者が所有し、その障害者のために使用する軽自動車について軽自動車税(種別割)を全額減免	手帳1級所持者	課税課(税制グループ)
豊明市	手帳1級所持者またはその生計同一者の所有する軽自動車税の減免	手帳所持者及びその生計同一者	税務課
東郷町	軽自動車税の減免	東郷町在住の手帳所持者のうち、歩行困難な者またはその生計同一者	税務課
春日井市	手帳1級所持者またはその生計同一者が所有し、その障害者のために使用する軽自動車税について減免	手帳1級所持者およびその生計同一者	市民税課
豊山町	手帳所持者またはその生計同一者の所有する軽自動車税の減免	手帳所持者およびその生計同一者	税務課
北名古屋	手帳所持者またはその生計同一者の所有する軽自動車税(種別割)の減免	手帳所持者及びその生計同一者	税務課
津島市	特別障害者またはその生計同一者が所有し、その障害者のために使用する軽自動車について全額免除	手帳1級所持者	税務課
愛西市	特別障害者またはその生計同一者が所有し、その障害者のために使用する軽自動車について全額免除	手帳1級所持者	税務課
弥富市	手帳1級所持者が所有する軽自動車、又はその者と生計を同一にする者が所有する軽自動車について種別割の減免	手帳1級所持者及びその生計同一者	税務課
あま市	手帳(1級)所持者またはその生計同一者が所持し、その障がい者のために使用する軽自動車について種別割の減免	手帳1級所持者	税務課
蟹江町	手帳1級所持者が所有する軽自動車、又はその者と生計を同一にする者が所有する軽自動車税の減免	手帳1級所持者及びその生計同一者	税務課
大治町	手帳1級所持者が所有する軽自動車、又はその者と生計を同一にする者が所有する軽自動車について種別割の減免	手帳所持者及びその生計同一者	税務課
大口町	軽自動車税の減免	手帳1級所持者の所有する車または、生計同一の家族等が所有し、その人のために運転している車(普通自動車の減免を受けている方は非該当)	税務課
飛島村	手帳1級所持者またはその生計同一者が所有し、その障害者のために使用する軽自動車税(種別割)の全額免除	手帳1級所持者及びその生計同一者又は常時介護する者が運転する場合(普通自動車の減免を受けている方は非該当)	税務課
大府市	軽自動車税の減免	精神障害者保健福祉手帳1級の手帳所持者及びその生計同一者又は常時介護するものが運転する場合	税務課
東海市	手帳1級所持者またはその生計同一者の所有する軽自動車税(種別割)の減免	1級の手帳所持者、その生計同一者及び常時介護する者	税務課
刈谷市	軽自動車税種別割の減免	手帳1級所持者又はその生計同一者等(自動車税種別割の減免を受けていない者)	税務課
碧南市	手帳1級所持者またはその生計同一者が所有し、その障害者のために使用する軽自動車についての減免	手帳1級所持者またはその生計同一者等(自動車税の減免又はタクシー料金の助成を受けていない者)	税務課
知立市	手帳所持者またはその生計同一者の所有する軽自動車等の軽自動車税(種別割)の減免	手帳所持者及びその生計同一者(身体障害者で年齢18歳未満の者又は精神障がい者等と生計を一にする者が所有する軽自動車等に限る)	税務課
みよし市	手帳所持者またはその生計同一者の所有する軽自動車税の減免	手帳1級所持者	税務課
西尾市	手帳1級所持者の所有する軽自動車税(種別割)の減免	手帳1級所持者	税務課

幸田町	障害者手帳所持者または障害者手帳所持者と生計を一にするものが所有し、その障害者を常時介護するために使用する軽自動車の減免	手帳1級の所持者のうち要件に該当する者、もしくは手帳所持者生計を一にする者で要件に該当する者	税務課町民税グループ
新城市	手帳1級所持者またはその生計同一者の所有する軽自動車税の減免	手帳1級所持者およびその生計同一者	税務課
豊橋市	手帳所持者またはその生計同一者の所有する軽自動車税(種別割)の減額	手帳所持者及びその生計同一者	資産税課(0532-51-2210)
岡崎市	手帳1級所持者又はその生計同一者の所有する軽自動車税の減免	手帳1級所持者及びその生計同一者	市民税課

豊川市	手帳1級所持者またはその生計同一者が所有し、その障害者のために使用する車両の軽自動車税(種別割)の減免(手帳1級所持者本人が運転する場合は本人所有に限る。)	手帳1級所持者またはその生計同一者(自動車税種別割の減免またはタクシー運賃の助成を受けていない者)	市民税課
蒲郡市	手帳1級所持者またはその生計同一者が所有し、その障害者のために使用する車両の軽自動車税(種別割)の減免(手帳1級所持者本人が運転する場合は本人所有に限る。)	手帳1級所持者またはその生計同一者(自動車税種別割の減免またはタクシー運賃の助成を受けていない者)	税務課

交通料金

市町村名等	内容	対象者	問合せ先
一宮市	タクシー基本料金の補助(年30回まで)	手帳1, 2級所持者	障害福祉課
	バス運賃の割引(iバスの一宮コース、千秋町コース、大和町・萩原町コースの運賃が半額)	手帳1～3級所持者及び付き添い1名	地域交通課
稲沢市	稲沢市バス利用料金の割引 手帳1級及び2級の方は、本人と介護者1名が5割引、3級の方は本人のみ5割引	手帳所持者	総務課(地域交通・防犯グループ)
	指定事業者タクシー基本料金の一部補助(年24枚)*下記、タクシー補助との併用不可 稲沢おでかけタクシー 指定事業所の「タクシー運賃+迎車回送料金」の2分の1を市が負担。支払い方法は現金のみ、運行区間に制限あり。*上記、タクシー補助との併用不可	市内在住の手帳1, 2級所持者	福祉課(障害福祉グループ)
瀬戸市	コミュニティバス運賃の割引	手帳所持者	都市計画課
	瀬戸市心身障害者交通料金助成事業助成券 タクシー助成(1回の乗車につき500円 年間36回分) 自動車燃料費助成(1回の給油につき10リットル分×年間12回分)	○身体障害者手帳1, 2級、療育手帳A判定または精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方。 ○瀬戸市に住民登録があり、実際に居住されている方。 <交付対象外となる施設> 障害者(児)入所施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム	社会福祉課
尾張旭市	タクシー基本料金の補助(年36枚)	尾張旭市在住の手帳1級所持者	福祉課
	市内巡回バス無料	手帳所持者及び付き添い1名	
長久手市	タクシー料金の補助(年52枚)(1枚につき、650円の助成)	長久手市在住で ①身体障害者手帳1, 2級又は3級(下肢・体幹機能障害)所持者 ②療育手帳A又はB所持者 ③精神障害者保健福祉手帳1, 2級所持者	福祉課
	長久手市循環バス(Nーバス)無料	手帳所持者及び付き添い者1名	安心安全課
豊明市	タクシー基本料金助成利用券交付	手帳1, 2級、下肢・体幹機能障害3級、知的障がいA・B所持者(ただし、自動車税及び自動車取得税の減免を受けていない者)	地域福祉課
	豊明市公共施設巡回バス無料	豊明市在住の手帳所持者と付き添い1名	企画政策課
日進市	タクシー料金助成利用券交付	日進市在住の身体障害者手帳1～3級、療育手帳A・B判定、精神障害者保健福祉手帳1, 2級所持者	介護福祉課
	日進市内巡回バス無料	日進市在住の手帳所持者と付き添い1名、障害者医療費受給者証所持者と付き添い1名、自立支援医療受給者証(精神通院)所持者と付き添い1名	防災交通課 移動政策室
東郷町	東郷町巡回バス無料	東郷町在住の手帳所持者と同伴者1名	地域安心課
	タクシー料金の補助 年90枚(1枚200円)	東郷町在住の身障1～3級、療育A・B判定、精神1・2級所持者(他市町村の介護保険の被保険者・介護給付費の支給決定を受けているものを除く)	福祉課
春日井市	かすがいシティバス無料	手帳所持者とその付添人1名	都市政策課
小牧市	タクシー基本料金の補助(年48回)・ガソリン券の交付(4L、年12枚)	小牧市在住の手帳1, 2級所持者	障がい福祉課

「こまくる」	交通料金の補助(こまくる(こまき巡回バス)無料)	手帳所持者と同伴者1名	都市整備課
犬山市	タクシー基本料金の助成	精神障害者保健福祉手帳1級所持者	福祉課
大口町	タクシー基本料金の助成	大口町在住の手帳1級所持者(施設入所者を除く)	長寿ふくし課
岩倉市	タクシー基本料金及び迎車料金の補助(月3枚)	岩倉市在住の手帳1級所持者	福祉課

扶桑町	タクシー料金助成利用券の交付(初乗り料金年間36回分)	扶桑町在住の手帳1,2級所持者で80歳未満の方	福祉課
江南市	タクシー基本料金の補助(48枚まで)	江南市在住の手帳1級所持者	福祉課
清須市	タクシー基本料金の補助(年120枚)(1乗車650円以内)	清須市在住の手帳1,2級所持者	社会福祉課
	ガソリン費用の補助(月400まで)5割補助*タクシー料金助成事業との選択		
豊山町	タクシー基本料金の補助(1ヶ月4枚 年48枚)又は自動車燃料費助成(1ヶ月1,000円 年12,000円)	豊山町在住の身体1~3級、療育A、B、精神1~3級の手帳所持者	福祉課
北名古屋市	タクシー基本料金の補助(年24枚)又はガソリン券500円分補助(年12枚)	北名古屋市在住の手帳1,2級を所持し、市民税所得割額が16万円未満の方	社会福祉課
	北名古屋市循環バス「きたバス」料金無料	手帳所持者と付添者1名	防災交通課
津島市	タクシー料金の補助(年24枚)	手帳1,2級所持者	福祉課
	津島お出かけタクシー	手帳1,2級所持者	
愛西市	タクシー基本料金及び送迎車料金の補助(年24枚)	愛西市在住の手帳所持者(1~3級)	社会福祉課
弥富市	タクシー料金助成 年間48枚(使用方法について要件あり)	1,2級の手帳所持者(施設入所者、自動車税・軽自動車税の減免を受けている方は対象外)	福祉課
	弥富市コミュニティバス(1回100円)	手帳所持者・同伴の介護者	市民協働課
蟹江町	タクシー基本料金及び送迎回送料金の補助(年48枚)	手帳1,2級所持者	保険医療課
飛島村	タクシー料金の一部の補助(年36枚)	手帳所持者	福祉課
半田市	バス特別乗車証交付(市内路線バス乗車料補助)	半田市在住の手帳所持者及び手帳1,2級所持者の介護者	地域福祉課
	タクシー利用助成券交付(運賃一部補助)	半田市在住の手帳1級所持者	
南知多町	海っ子バス・知多バスの半額助成	南知多町在住の手帳1,2級所持者	住民福祉課
	名鉄海上観光船の半額助成		
	タクシー初乗り分助成(年間24枚)		
阿久比町	タクシー券30枚綴り(560円引き)	阿久比町在住の手帳(1,2級、かつ写真添付してあるものに限る)所持者(70歳以上の場合は、長期臥床または車椅子常用に限る)	住民福祉課
武豊町	タクシー初乗り分補助もしくはバス運賃全額補助	武豊町在住の手帳(1,2級)所持者とその介助者	福祉課
	手帳を見せると手帳所持者とその介助者1名がコミュニティバスの乗車料100円無料	武豊町在住の手帳所持者とその介助者1名	防災交通課
東浦町	東浦町運行バス う・ら・ら無料	手帳所持者及び一部介助者	まちづくり課
美浜町	知多バスの半額助成(年間上限無し)	美浜町在住の手帳1,2級所持者	福祉課
	タクシー券24枚綴り(初乗り料金無料)		
東海市	タクシー基本料金の補助(年24枚)	1級の手帳所持者	社会福祉課
	東海市循環バス無料	手帳所持者及びその介護人1名	
大府市	大府市循環バス無料	手帳所持者及びその介助者	都市政策課
知多市	タクシー基本料金の補助(年24枚)	知多市在住の手帳所持者	福祉課
	知多市コミュニティ交通(あいあいバス)無料		市民協働課

碧南市	福祉タクシー料金の助成(基本料金 月数2回)	碧南市在住の手帳1,2級所持者(自動車税、軽自動車税の減免を受けていない者)	福祉課
刈谷市	福祉タクシー料金の助成	手帳1,2級所持者	福祉総務課
高浜市	福祉タクシー料金の助成(基本料:月2回)	高浜市在住の手帳1,2級所持者(自動車税、軽自動車税の減免を受けていない者)	介護障がいグループ (高浜市いきいき広場)
安城市	タクシー料金の助成券を1ヶ月あたり3枚の割合で交付	安城市在住の精神障害者保健福祉手帳2級以上所持者	障害福祉課
知立市	ミニバス料金の免除	手帳所持者と付添い者1名	まちづくり課
	タクシー券の交付	知立市在住の手帳1,2級所持者(自動車税、軽自動車税の減免を受けていない者)	福祉課
	駅前駐車場プリペイドカードの交付	手帳所持者で自動車税、軽自動車税の減免を受けている者	

西尾市	タクシー料金の一部補助	手帳1, 2級所持者	福祉課
	コミュニティバスの乗車料が無料	手帳所持者	地域つながり課
幸田町	タクシー利用助成券の交付(500円券 50枚/年、200円券 50枚/年)	幸田町在住の手帳1, 2級所持者(自動車税、軽自動車税の減免を受けていない者)	福祉課包括ケアグループ
設楽町	障害者施設等通所の交通費助成(半額)	手帳を所持している障害者施設等通所者	町民課
	福祉移送サービス	手帳所持者	
	町営バス運賃の値引き(運賃半額)	設楽町在住の手帳所持者とその付添者	生活課
	予約バス運賃の値引き(運賃半額)	設楽町在住の予約バスの登録をしている手帳所持者	
みよし市	タクシー料金助成(年21,600円分の料金の助成)	手帳1級所持者	福祉課
	みよし市さんさんバス利用料金助成	手帳所持者	
新城市	タクシー及び福祉有償運送利用料金の一部を補助(利用上限有。市と契約した事業者に限る。)	新城市在住の手帳1, 2級所持者(自動車税、軽自動車税の減免を受けていない者)	福祉課
	市営バス運賃の割引(運賃半額)	手帳1級又は2級所持者及びその介護人	公共交通対策室
東栄町	町営バス運賃の値引き(運賃半額)	東栄町在住の手帳所持者とその付添者	総務課
	予約バス運賃の値引き(運賃半額)	東栄町在住の予約バスの登録をしている手帳所持者	
	障害者施設等通所の交通費助成(半額)	手帳及び受給者証を所持している障害者施設等通所者	福祉課
	福祉タクシー券	精神障害者手帳1又は2級の該当する者	
豊根村	村営バス運賃(村内のみ無料)	手帳所持者	住民課
	障害者施設等通所の交通費助成(全額)	障害施設等通所の手帳所持者	
豊川市	タクシー運賃の助成 (手帳1級所持者は500円券年間56枚、2級所持者は500円券年間28枚)	豊川市在住の手帳1, 2級所持者(自動車税種別割、軽自動車税(種別割)の減免を受けていない者)	障害福祉課
	市コミュニティバス乗車料金の助成(半額)	手帳所持者及び付添い1名	市街地整備課
蒲郡市	タクシー利用券交付(初乗+迎車)年24枚 指定のタクシー業者に限る	蒲郡市在住の手帳1, 2級所持者(自動車税種別割、軽自動車税種別割の減免を受けていない者)	福祉課
田原市	タクシー(豊鉄タクシー・渥美交通)、豊橋鉄道渥美線、豊鉄バス及びぐるりんバスで利用できる交通助成券(5,000円分)を年間2回交付(運転免許資格のない方は1回のみ10,000円分)	田原市在住の手帳1, 2級所持者	地域福祉課
豊橋市	タクシー料金助成券15,000円分交付	手帳1, 2級所持者(自動車税、軽自動車税の減免を受けていない者)	障害福祉課
	①電車(豊橋鉄道の渥美線及び市内線)・豊鉄バス(高速バス、自治体の受託路線を除く)・コミュニティバス共通の交通助成券5,000円分 ②タクシー料金助成券5,000円分 ③元気バス券購入助成券5,000円分(65歳以上のみ) 上記①から③のうち、いずれか1つ選択	手帳所持者(未就学児は除く)	
	コミュニティバスの運賃が半額に割引「やまびこ号」「しおかぜバス」「柿の里バス」「愛のりくん」「かわきたバス」	手帳所持者及び付添い1名	都市交通課
岡崎市	タクシー利用券の交付	岡崎市在住の手帳1級、2級所持者	障がい福祉課
豊田市	タクシー料金助成券の交付 1級16,000円相当/年、2級12,000円相当/年	豊田市在住の精神障害者保健福祉手帳1, 2級所持者	障がい福祉課

扶助料

市町村名等	内容	対象者	問合せ先
一宮市	障害者扶助料(65歳以上の手帳新規取得者や居住実態が市外の者は対象外)	手帳1級 4,000円 手帳2級 2,500円 手帳3級 1,500円	障害福祉課
豊明市	心身障害者扶助料	1級・A判定 4,800円 2級・B判定 3,600円 3級 2,300円 4級 1,800円 精神障害者手帳の等級と比較し、いずれか高いほうの等級に応じた支給	地域福祉課
長久手市	障害者手当	1級・A判定 4,500円 2級・B判定 3,500円 3級・C判定 2,500円 4級～6級 2,000円 ※対象要件:長久手市在住者・手帳の初回交付年月日が65歳未満	福祉課
日進市	日進市障害者扶助料	1級・A判定 4,000円 2級・B判定 3,000円 3級・C判定 2,000円 4級～6級 1,000円 精神障害者手帳の投球と比較し、いずれか高い方の等級に応じた支給	介護福祉課
江南市	江南市中心身障害者扶助料 1,2級 月額3,000円、3級 月額2,000円	江南市在住者の精神障害者保健福祉手帳1～3級所持者(国や県の手当の受給者、65歳以上で新たに障害者手帳の交付を受けた者を除く)	福祉課
犬山市	犬山市障害者扶助料 1級、月給2,600円、2級 月額2,300円、3級月額1,300円	犬山市在住の精神障害者保健福祉手帳1～3級所持者で、在宅要介護者手当を受給していない方	福祉課
岩倉市	岩倉市中心身障害者扶助料 1級 月額3,000円、2級 月額2,500円、3級 月額1,500円 4,8,11月に支給	岩倉市市在住の精神障害者保健福祉手帳1～3級所持者(施設入所者を除く)	福祉課
大口町	福祉手当	大口町在住の手帳1・2級所持者(施設入所者を除く)	長寿ふくし課
扶桑町	心身障害者扶助料は、毎年9月、3月の2回それぞれ月末に、ご指定いただきました銀行口座に振り込みます。 1級・・・4,000円/月 2級・・・3,500円/月	扶桑町在住の手帳1・2級所持者(所得制限があります)	福祉課
清須市	障害者福祉金	市内在住の手帳所持者 月額1級 8,100円 2級 6,400円 3級 3,000円	社会福祉課
稲沢市	障害者扶助料	市内在住の手帳所持者 月額1級3,000円、2級2,000円、3級1,200円 ※令和4年4月1日以降に、65歳以上で新たに障害者となった方や、特別障害者手当等を受給している方を除く	福祉課(障害福祉グループ)
小牧市	心身障害者扶助料	1, 2級 6,000円 3級 2,000円 ※公的年金受給者、施設入所者は対象外	障がい福祉課
北名古屋	障害(児)者扶助料	市民税非課税世帯または均等割のみ課税世帯の方を対象 1・2級7,000円 3級2,500円	社会福祉課
津島市	津島市中心身障害者手当	精神保健福祉手帳1・2級 月額2,000円 精神保健福祉手帳3級 月額1,000円	福祉課

愛西市	障害者扶助料	<ul style="list-style-type: none"> ・1,2級かつ身体障害者手帳1・2級 7,500円 ・1,2級又は3級かつ身体障害者手帳3・4級 4,500円 ・3級 2,500円 ＊65歳以上で始めて障害者手帳を取得した方は対象外。 	社会福祉課																																	
あま市	あま市心身障害者扶助料	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">身体障害者手帳</td> <td style="width: 20%;">1級・2級</td> <td style="width: 20%;">4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3級</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4級</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5・6級</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>療育手帳</td> <td>A</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>C</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>精神障害者保健福祉手帳</td> <td>1級</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2級</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3級</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>身体障害者手帳 1級・2級かつ療育手帳A</td> <td></td> <td>7,500円</td> </tr> </table>	身体障害者手帳	1級・2級	4,500円		3級	3,500円		4級	3,000円		5・6級	2,000円	療育手帳	A	4,500円		B	3,500円		C	2,000円	精神障害者保健福祉手帳	1級	4,000円		2級	3,000円		3級	2,000円	身体障害者手帳 1級・2級かつ療育手帳A		7,500円	障がい福祉課
身体障害者手帳	1級・2級	4,500円																																		
	3級	3,500円																																		
	4級	3,000円																																		
	5・6級	2,000円																																		
療育手帳	A	4,500円																																		
	B	3,500円																																		
	C	2,000円																																		
精神障害者保健福祉手帳	1級	4,000円																																		
	2級	3,000円																																		
	3級	2,000円																																		
身体障害者手帳 1級・2級かつ療育手帳A		7,500円																																		
蟹江町	蟹江町心身障害者扶助料	<ul style="list-style-type: none"> 手帳1級 月額3,000円 手帳2級 月額2,000円 手帳3級 月額1,000円 	保険医療課																																	
弥富市	精神障がい者給付金(等級によって金額は異なる。施設入所者は対象外)	手帳所持者	福祉課																																	
大治町	大治町心身障害者扶助料	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">精神障害者保健福祉手帳</td> <td style="width: 20%;">1級</td> <td style="width: 20%;">4,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2級</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3級</td> <td>2,000円</td> </tr> </table>	精神障害者保健福祉手帳	1級	4,500円		2級	3,500円		3級	2,000円	民生課																								
精神障害者保健福祉手帳	1級	4,500円																																		
	2級	3,500円																																		
	3級	2,000円																																		
飛島村	障害者扶助料	<ul style="list-style-type: none"> 1級 5,000円 2級 4,000円 3級 2,000円 	住民課																																	
阿久比町	在宅障害者手当	<ul style="list-style-type: none"> 阿久比町在住の在宅で手帳所持者 1級 4,600円 2級 4,000円 3級 1,700円 	住民福祉課																																	
知多市	障害者福祉手当	<ul style="list-style-type: none"> ・市民税が課税されている方 1級:4,000円 2級:2,500円 3級:1,600円 ・市民税が非課税の方 1級:6,000円 2級:3,100円 3級:1,800円 (要介護高齢者福祉手当との間で併給制限あり) 	福祉課																																	
刈谷市	心身障害者扶助料	<ul style="list-style-type: none"> 手帳1級所持者 4,000円 手帳2級所持者 3,000円 手帳3級所持者 2,100円 	福祉総務課																																	

高浜市	障害者扶助料	1級 4,000円 2級 3,000円 3級 2,000円 (支給停止要件あり)	介護障がいグループ (高浜市いきいき広場)
安城市	障害者扶助料	所得制限あり。精神障害者保健福祉手帳の所持者(65歳以上で手帳を新規で取得した方は除く) ○精神障害者保健福祉手帳 1級 月額 6,000円 2級 月額 4,000円 3級 月額 2,000円	障害福祉課
知立市	障がい者扶助料	1級4,000円、2級3,000円、3級2,000円 所得制限、年齢制限、手当の併給制限あり。	福祉課
みよし市	みよし市在宅心身障がい者扶助費の支給	手帳所持者。所得制限あり。1年以上みよし市に住所があり、在宅の方。	福祉課
新城市	障害者扶助料	1級 2,800円 2級 2,400円 3級 1,000円	福祉課
	住民税障害者控除(本人、扶養している配偶者及び親族が障害者に該当するときに受けられる控除)	手帳1級 特別障害者 手帳2級、3級 障害者	税務課
豊根村	豊根村重度障害者手当	1級7,000円、2級4,000円	住民課
豊川市	扶助費として、本市独自の手当を支給 (豊川市障害者のしあわせを高める手当) 1級かつ20歳以上:2,700円 1級かつ20歳未満:3,000円 2級かつ20歳以上:2,200円 2級かつ20歳未満:3,000円 3級かつ20歳以上:1,700円 3級かつ20歳未満:2,000円 ※上記の金額はいずれも月額 ※申請をしていただいた翌月分から支給されます ※支給日は7、11、3月の25日(土日祝の場合は直前平日に支給)です ※口座振り込みにて支払いをします	障害者手帳をお持ちの方、またはその方を保護している方 ※障害のある方ご本人の前年度の所得額(各種控除後)が3,604,000円を超える方は、その年の8月から翌7月までの手当が停止されます ※特別養護老人ホーム、障害者支援施設等に入所している障害者の方(ただし、保護者のもとから通っている場合を除く)は手当が受けられません ※本市の他の手当(遺児の育成をはかる手当等)を受給されている方は、金額の高い方のみ受給できます	障害福祉課
蒲郡市	障害者扶助料	1級 3,000円 2級 2,200円 3級 1,800円	福祉課
田原市	等級に応じて田原市障害者手当を支給	1級 4,500円/月 2級 2,500円/月 3級 1,000円/月	地域福祉課
豊橋市	障害者扶助料	1級 4,200円/月 2級 2,300円/月* 3級 1,000円/月 *精神障害者保健福祉手帳2級と身体障害者手帳2~4級を所持している方は、月額4,200円	障害福祉課
豊田市	豊田市中心身障がい者扶助料 1級 月額4,500円、2級 月額4,000円、3級 月額2,500円(支給制限あり)	豊田市在住の精神障害者保健福祉手帳1~3級所持者	障がい福祉課

岡崎市	心身障がい者扶助料 (所得制限があり、本人が市民税課税の場合不支給。また、65歳以上の新規手帳所持者は除く)	1級 4,000円 2級 3,500円 3級 2,000円	障がい福祉課
-----	---	-------------------------------------	--------

その他

市町村名等	内容	対象者	問合せ先
一宮市	自分でゴミを出せない世帯を職員が訪問して収集(ふれあい収集)	手帳1～3級で独居等の者	収集業務課
	火災報知器、自動消火器について、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に給付する	手帳1級所持者	障害福祉課
	昼食の配達(安否確認を兼ねた配食サービス・本人負担あり)	手帳1～3級で独居等の者	
	頭部保護帽について、てんかんの発作等により頻繁に転倒することが医師の意見書で確認できる者に給付する	手帳1級所持者	
	市営駐車場の使用料の減免	障害であることを理由とした自動車税または軽自動車税の減免を受けている方	
稲沢市	平和らくらぐラザの使用料が無料	市内在住の手帳所持者	高齢介護課(長寿グループ)
	祖父江ふれあいの郷の使用料が無料	手帳所持者	スポーツ課(スポーツグループ)
	祖父江の森のプール使用料の割引及び無料 手帳所持者と付き添いの方(18歳以上の方)の使用料が高校生以上は半額、中学生以下は無料	手帳所持者	
	手帳所持者と付き添いの方1名の常設展、企画展及び特別展観覧料が無料	手帳所持者	荻須記念美術館(美術館グループ)
尾張旭市	尾張あさひ苑(宿泊料割引)	手帳所持者	福祉課
日進市	紙おむつ助成金の支給	在宅の手帳所持者で障害があるために紙おむつが必要な方 *3歳未満のお子さん、介護保険に該当する方、入院中、施設入所中の方は対象外	介護福祉課
	日進市スポーツ施設利用料全額減免	手帳所持者	学び支援課
長久手市	福祉の家福祉浴入浴割引	長久手市在住の手帳所持者(12歳以上)	長寿課
春日井市	ホームヘルプサービスやショートステイ等を利用するのに必要な健康診断書料の助成(1万円以内)	春日井市在住の手帳所持者(各施設ごと原則初回1回・所得制限あり)	障がい福祉課
	福祉応援券(手帳の等級に応じて登録店舗で使うことができる福祉のクーポン)を支給	春日井市在住の手帳所持者及び難病等医療費受給者(所得制限あり)	障がい福祉課
小牧市	小牧市南スポーツセンター水泳プール入場料の減免	手帳所持者と介護者1名	文化・スポーツ課
	パークアリーナ小牧トレーニングジム又はフィットネススタジオ利用料の減額 (障がいのある方、及び介護者1名ともに施設利用料が50%減額(介護者(機器使用等しない場合)無料)	手帳所持者と介護者1名(個人利用の場合)	文化・スポーツ課
	まなび創造館トレーニングジム及びフィットネススタジオ (障がいのある方、及び介護者1名ともに施設利用料が50%減額(介護者(機器使用等しない場合)無料)	手帳所持者と介護者1名(個人利用の場合)	まなび創造館
	こまきこども未来館(遊ひろば、体験ひろば、及びニコニコひろば)	手帳所持者	多世代交流プラザ
北名古屋	西春駅駐輪場の利用免除(定期利用券交付)	手帳所持者	西春駅西自転車駐車場 西春駅東口地下自転車駐車場
	北名古屋総合体育館の多目的ホール及びアリーナ南半面を午前中のみ無料開放(毎月第三土曜日実施。行事により変更の場合有)	手帳所持者と付添者1名	北名古屋総合体育館スポーツ課
	北名古屋ジャンボプールの使用料の無料	手帳所持者	スポーツ課
豊山町	住宅改修補助(経費の2分の1 上限 非課税世帯30万円 課税世帯10万円)	豊山町在住の手帳所持者でバリアフリーのための改修を必要とする場合	福祉課

豊山町			福祉課
大治町	障害者通学手当(町外の特別支援学校に通う場合, 月3000円)	豊山町在住の手帳所持者	
大治町	トレーニング室使用料の免除	手帳所持者	スポーツセンター
飛島村	温水プール割引	手帳所持者	生涯教育課
	ふれあい温泉・温水プール招待券配布(年10枚)	手帳所持者	福祉課
半田市	手数料の減免(本人の住民票, 印鑑登録証明書, 所得証明書, 税納証明書, 固定資産評価証明書の交付に係るもの)	半田市在住の手帳所持者	地域福祉課
南知多町	手数料の減免(本人の住民票, 町民税納税証明書, 固定資産評価証明書の交付手数料等)	南知多町在住の手帳1級所持者	各課

碧南市	地震などの災害により家具転倒による事故防止のため、家具5点まで、転倒を防止する装具を取り付ける。	次の(1)から(3)までのいずれかに該当する方 (1)精神障害者保健福祉手帳1級の方 (2)身体障害者手帳1級又は2級の方 (3)IQ35以下の方(IQ値は、療育手帳の判定によります。)	高齢介護課
	住宅用火災報知器設置支援。一世帯あたり3個(2階以上の階段に寝室がない場合は2個)まで設置する。	次の(1)から(4)までに該当する方のみで構成される世帯 (1)精神障害者保健福祉手帳1級の方 (2)身体障害者手帳1級または2級の方 (3)IQ35以下の方(IQ値は療育手帳の判定によります) (4)難病患者で(1)から(3)までと同程度の障害を有していると医師が証明した方	福祉課
	入浴施設優待利用券の交付(年間36枚)	手帳所持者(64歳以下。ただし、65歳以上で介護者の付き添いが必要な場合は、高齢者無料入浴サービスのシルバー優待券と交換可。)	
刈谷市	家具転倒防止器具取付事業	手帳1級を所持している者のみで構成される世帯	福祉総務課
	日常生活用具費の一部支給(火災警報器、自動消火器)	手帳1級,2級所持者であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみで構成される世帯及びこれに準ずる世帯	
	日帳生活用具費の一部支給(頭部保護帽)	てんかん発作等により頻繁に転倒する者	
安城市	地震などの災害により家具転倒による事故防止のため、利用頻度の高い寝室、居間等の家具に転倒を防止する装具を取り付ける。転倒防止器具の材料費の負担は必要。取り付け費用は無料。	手帳所持者。ただし同居に手帳を所持していない18歳以上、65歳未満の人のいる世帯は除く。	障害福祉課
知立市	家具転倒防止器具の取り付け	手帳1級所持者が生活する世帯	安心安全課
	宅配給食サービス	自分で食事の調理ができない者又は困難な者で、精神手帳1, 2級、身障手帳1, 2, 3級、療育手帳A, B判定、65歳以上の高齢者のみで構成される世帯の者	福祉課
みよし市	障がい者手帳交付手数料助成(手帳新規・更新手続きをされる時にかかる文書料(上限3,740円))	診断書により手帳を新規・更新手続きをされ、手帳が交付された方	福祉課
西尾市	住宅用火災警報器設置支援。寝室及び台所の天井に住宅用火災警報器を設置。一世帯あたり1回限りで、一世帯あたり2個まで(対象者の寝室と台所が異なる階にある場合は3個まで)の設置費用は無料。	手帳1,2級所持者(借家等の場合は家屋所有者の承諾が必要)	福祉課
	地震などの災害により家具転倒による事故防止のため、利用頻度の高い居間などの家具をL字金具等で固定します。作業時間2時間以内の工事にかかる費用を負担。	手帳1,2級所持者(設置は5ヶ所まで。借家等の場合は家屋所持者の承諾が必要)	
	ホワイトウェイブ21(プール、浴室、トレーニングルーム)	手帳所持者及び介護者1名が半額(浴室は同性に限る)	スポーツ振興課
	粗大ごみの戸別有料収集の手数料が無料	手帳所持者	ごみ減量課
幸田町	住宅用火災警報器を寝室及び台所に取り付ける時の取り付け費用の2分の1(上限7000円)を助成		福祉課介護保険グループ
	家具転倒防止の取り付け。(利用頻度の高い寝室、居間等の洋服ダンス、整理ダンス、茶ダンス等に自在金具、チェーン等の家具転倒防止金具を取り付ける。家具は1世帯に2棟まで)取り付け費無料、金具は町で用意。	手帳1級所持者の属する世帯	
岡崎市	重度障がい者等に対して、災害時における家具転倒による事故防止のため、転倒防止金具を取り付ける。(家具5個まで無料)(借家の場合:所有者の同意必要)	岡崎市在住の手帳1級所持者(入院・入所者を除く)	障がい福祉課